

平成19年12月17日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係 長 松尾和久
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	栗	和	明
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員事務局	局長		山	下	眞	琴
農業委員会	事務局	長	森	山	義	秀

議 事 日 程 第 7 号

12月17日(月)10時開議

日程第 1	第62号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第7回)(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第 2	第63号議案	平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第 3	第64号議案	平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第2回)(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第 4	第65号議案	平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第 5	第66号議案	平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第 6	第67号議案	平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第 7	第68号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第4回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第 8	第69号議案	平成19年度武雄市病院事業会計補正予算(第2回)(質疑・総務常任委員会付託)
日程第 9	第70号議案	平成19年度武雄市水道事業会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第10	第71号議案	財産の取得について(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第11	請願第2号	「教育予算の拡充を求める意見書」に関する請願(趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第12	意第4号	地方交付税の復元に関する意見書(趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託)
日程第13	意第5号	農業政策見直しに関する意見書(趣旨説明・質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第14	意第6号	道路整備財源の確保に関する意見書(趣旨説明・質疑・建設常任委員会付託)
日程第15	報告第13号	専決処分の報告について(質疑)

開 議 10時

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき議案審議を続けます。

日程第1．第62号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第62号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ572,943千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ19,885,712千円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、6ページの第2表でお示しをいたしておりますように、自動車の借りに伴い、平成20年度から24年度までの期間にかかわる債務負担行為の追加をお願いするものであります。

このほか、第3条の地方債の補正では7ページから8ページにかけて第3表でお示ししておりますように、地方債の追加と変更をお願いしております。

地方債の追加では、小・中学校の教育用パソコン等の整備を図るため、小・中学校教育システム及びネットワーク整備事業にかかわる起債のほか、借換債として財務省などの公的資金から市債として借り入れたもののうち、高利率のものについて保証金なしで繰り上げ償還できることになりましたので、今回、年利7%以上の水道企業出資債にかかわる分を繰り上げ償還し、その分を低利債に借りかえることにいたしております。

地方債の変更では、事業費の変更等に伴い、起債の限度額の変更をお願いしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の主な内容について、補正予算説明書のほうで説明させていただきます。

今回の補正予算の編成に当たりましては、9月補正後の早急に対応が必要となったものや職員給与費に要する経費のほか、事業費の確定等に伴い、予算の調整が必要となったものについて所要の額を計上いたしております。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書の(9)ページからでございます。

2款．総務費、1項．総務管理費について申し上げます。

4目．財産管理費では、本庁舎汚水処理設備改修工事費の公共下水道に接続するための経費のほか、現在、市有財産として貸し付けております武雄温泉ハイツの空調設備改修工事に要する経費等をお願いしております。

次に、予算説明書(14)ページの3款・民生費、1項・社会福祉費、4目・更生援護費では、障害者の自立支援のための特別対策事業の追加をお願いしております。

(15)ページの2項・児童福祉費、3目・児童福祉施設費では、若木保育所の屋根等の補修工事をお願いしております。

(16)ページの5項・介護保険地域支援事業費、1目・介護保険特定高齢者施策事業費では、介護保険の認定の対象外で生活機能の低下や介護が必要となるおそれがある方を対象とした認定高齢者介護予防事業において、平成20年度事業の利用対象者となる方の把握を事前に行う必要があることから、今回、これに要する経費をお願いしております。

(17)ページの4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費では、武雄の食文化を全国に発信するため、東京都で開催される「ふるさとの食にっぼんの食」全国フェスティバルへの参加に要する経費をお願いしております。

(19)ページの6款・農林業費、1項・農業費、3目・農業振興費の強い農業づくり交付金につきましては、これは北方町の橋下ライスセンターの色彩選別機を導入するため、佐賀県農業協同組合に対する交付金28,600千円を計上しておりましたが、事業が不採択になりましたので、その分の減額と、今回新たに北方町の橋下タマネギ防除組合に対するタマネギ消毒用の機械購入補助1,820千円を追加し、合わせて26,780千円の減額をお願いしております。

4目・畜産業費では、肥育素牛生産拡大対策事業として、哺乳ロボット購入に対するさが畜産自給力強化対策事業補助金のほか、麦わら利用組合に対する機械購入補助として耕畜連携・資源循環型農業推進事業補助金をお願いしております。

(22)ページの8款・土木費、2項・道路橋梁費、3目・主要道路整備事業費では、当初、武雄町上西山の神谷踏切の保安設備工事JR委託費を計上しておりましたが、平成20年度事業に変更になりましたので、今回減額をお願いしております。

(23)ページの3項・河川費、1目・河川維持費では、橘町の内水排除対策として国土交通省により東川排水機場にポンプが増設され、これに伴い片白地区内水排除対策工事等が不要になりましたので、経費の減額をお願いしております。

4項・都市計画費、2目・鉄道高架事業費では、来年2月にJR佐世保線武雄高架切りかえと新駅開業が予定されており、これに伴う式典等を佐賀県、JR、武雄市の3者で組織する実行委員会で行うことにしておりますので、この実行委員会に対する負担金をお願いしております。

(24)ページの5項・住宅費、1目・住宅管理費では、北方町の市営西杵住宅RC4棟の雨漏りに早急に対応するため、屋根防水工事をお願いしております。

(25)ページの10款・教育費、1項・教育総務費、3目・学校教育総務費では、市内小・中学校の情報教育環境の整備を行い、学校間の交流事業等の情報教育の充実とセキュリティーの向上を図るため、小・中学校教育用パソコン等の整備事業に要する経費をお願いしております。

ます。

(27) ページの 5 項 . 社会教育費、 2 目 . 公民館費では、 5 カ所分の自治公民館建設費等補助金をお願いしております。

(29) ページの 11 款 . 災害復旧費、 2 項 . 農林施設災害復旧費では、現年発生にかかわる災害復旧事業費の査定に基づき、今回事業費の補正を行うものでございます。

(30) ページの 12 款 . 公債費、 1 項 . 公債費、 1 目 . 元金では、財務省などの公的資金から市債として借り入れたもののうち、高利率のものについて保証金なしで繰り上げ償還できることになりましたので、今回、年利 7 % 以上のものを繰り上げ償還し、その分を低利債に借りかえることにいたしております。

以上、歳出の主なものについて御説明申し上げましたが、これらの財源として、歳入、国庫支出金 31,844 千円、県支出金 12,155 千円、繰入金 250,761 千円などを計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第 62 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。 6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

教育費のほうでパソコンの購入に関して、一般質問の中では、今回は昼休みとか、そういうふうに自由に使えるということでしたけれども、1 年生とかそういうのが強制終了したりして、何かその辺大丈夫なのかなと。それができるんだったら前でもできたはずで、その辺の管理はどうなるかという 1 点と、それと、今ある、廃棄するパソコンはどういうふうな形で廃棄されるのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

パソコンの使い方の部分で、一般質問の中で昼休みと授業の間等の時間帯でも使えるようにということで申し上げました。具体的には、導入後、使えるような状況に持っていきたいと思っておりますので、取り扱いについては、今後具体的な詰めを行いたいと思っております。

それから、廃棄パソコンにつきましては、今回、プロポーザル方式により業者選定を行いますけれども、その中で一緒にやってもらうということで考えております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

付託区分は、お手元に配付の分割付託区分表のとおりでございます。

日程第2．第63号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

それでは、第63号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算書（第2回）、1ページをごらんください。

第1条で、今回の補正は予算の総額に歳入歳出それぞれ89,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,245,730千円とするものであります。

19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

まず歳入ですが、4款2節．過年度分は、平成18年度の退職被保険者にかかる医療に対する交付金精算金の過年度収入でございます。

9款1節．一般会計繰入金は、職員の異動に伴う給料、職員手当等、共済費の減額分でございます。

10款1節．繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

続いて(4)ページ、歳出について御説明申し上げます。

1款2節．給料では、職員の異動に伴う給料の減額及び嘱託職員の給料を計上しております。

3節．職員手当等及び4節．共済費の減額は、職員の異動に伴う減額補正でございます。

18節．備品購入費につきましては、レセプト保管庫購入費でございます。現在、北方支所で行っておりますレセプト点検の保管庫がありませんので、5台を購入する予定でございます。コクホライン調交システムアップグレードプログラム購入費は、国民健康保険の歳入歳出に係る毎月の報告及び交付金の申請に使用しておりますシステムが平成20年度から財政の仕組みが大幅に変更になりますので、これに対応するプログラムを購入するものでございます。

6款18節．備品購入費でございますが、健診データ分析ソフト購入費は、特定健診データに基づき、特定保健指導対象者の把握や個別指導を行う際の個人別の指導内容を的確に表示することができるプログラムソフトを購入し、平成20年度から医療保険者に義務づけられました特定健診、特定保健指導をより効率的に行うものであります。

(5)ページをお願いいたします。

9款23節．償還金利子及び割引料は、平成18年度の国庫支出金の精算金で、国民健康保険

療養給付費等負担金の返還金でございます。

10款1項1目の予備費は、歳入歳出の調整分でございます。

以上で第63号議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第63号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

レセプト点検用の保管庫の予算ですけれども、私は合併してレセプト点検は武雄市の本庁で一本化してしてあるのかなというふうに思っていたんですけれども、効率化を考えれば、これは別々にする必要もないですし、委託をしているわけですので、今後一本化する予定はないのか。そうならば無駄にもなりますので、その辺についてのお考えをお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

このレセプト点検ですけれども、これは一本化して当初本庁でしていたんですけれども、手狭で場所がないということで、北方支所の有効活用ということと、量が多いということで保管庫を購入するものであります。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3．第64号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第64号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条で、今回の補正は予算の総額に歳入歳出それぞれ16,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,433,570千円とするものであります。

平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

歳入から御説明いたします。

2款2節．過年度分は、平成18年度老人医療の国庫負担金精算金の過年度の収入でございます。

(4)ページ、歳出でございますけれども、3款・諸支出金、23節・償還金利子及び割引料は、平成18年度老人医療の精算に伴う県支出金の返還金でございます。

4款1目・予備費は、歳入歳出の調整分でございます。

以上で第64号議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第64号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4・第65号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

第65号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、川内地区の供用開始に伴う分担金及び過年度分の分担金収入の補正並びに大野地区の工事費の減に伴います県補助金、一般会計繰入金及び事業費の補正が主なものであります。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,231千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ762,173千円と定めるものでございます。

4ページ、第2表は川内地区の分担金収入及び大野地区の事業費の変更に伴いまして、下水道債の限度額を減額するものでございます。

それでは、予算内容につきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

2款1項1目・分担金では、3月供用開始予定の川内地区分担金と滞納分の収納見込み額を計上しております。

4款1項1目・農業集落排水事業費補助金は、大野地区の事業費の減額に伴う村づくり交付金の減額でございます。

5款1項1目・一般会計繰入金を減額しておりますが、主な内容といたしましては、前年度繰越金や消費税申告による還付金及び償還金利子の減額等によるものでございます。

(4)ページ、7款1項1目・加入金と7款4項1目・雑入はそれぞれ本年の見込み額でございます。

8款1項1目・農業集落排水事業債は、大野地区の事業費の変更と川内地区の分担金賦課に伴う減額であります。

次に(6)ページ、歳出について御説明いたします。

1款1項2目・事業費の15節・工事請負費は、大野地区の入札減等に伴う減額でございます。

次に、2款1項2目・利子は、農業集落排水事業債の借入額の減額や償還利率確定に伴う減額でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第65号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5・第66号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

第66号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、消費税確定申告の還付金の増額と下水道事業債の借入額変更等に伴う一般会計繰入金の減額補正でございます。

予算書の2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ891千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ527,020千円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

4款1項1目・一般会計繰入金の減額は、6款1項1目・雑入の消費税確定申告による還付金の増額に伴う減額でございます。

次に、(4)ページの歳出について御説明いたします。

2款1項1目・利子は、下水道事業債の借入額の減額や償還利率確定に伴う減額でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第66号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6・第67号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）

を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長
松尾まちづくり部長〔登壇〕

第67号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、区画整理事業の基本事業とまちづくり交付金事業の整備内容及び財源の変更に伴います予算の組み替えでございます。

予算書の2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ329,081千円とするものでございます。

それでは、内容につきまして予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

1款1項1目・国庫補助金の減額は、内示額の変更と前年度補助金との調整による減額でございます。

3款1項1目・一般会計繰入金の減額は、6款1項1目の合併特例債への借りかえに伴う減額でございます。

次に、(5)ページからの歳出について御説明いたします。

1款1項1目・武雄北部土地区画整理事業費の主なものを御説明いたします。

12節・役務費は、南国ビル浄化槽解体に伴う汚泥引取手数料でございます。

13節・委託料の設計業務委託料の減額は、サイン計画のパーズ作成を減額するものです。調査業務委託料の減額は、仮換地指定を延期したことによる建物調査委託料の減額でございます。

15節・工事請負費では、中央公園の整備費見込み額による減額と、表示板設置工事を延期することに伴う減額のほか、明神馬場線と平原梅林線の市道2路線の舗装工事と南国ビルの浄化槽解体工事を計上しております。

19節・負担金補助及び交付金は、まちづくり交付金を利用した「三湯物語」と観光案内所の運営補助金でございます。

22節・補償補てん及び賠償金の減額は、今年度4軒の移転予定のうちの1軒が移転先の選定ができなかったために減額するものでございます。

2款1項2目・利子は、市債の借入額の変更及び償還利率確定に伴う減額でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第67号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。今、部長の説明を聞きましたけれども、1目の武雄北部土地区画整理事業費の中で、(5)ページですね。12節の役務費、浄化槽汚泥抜取手数料、これは南国ビ

ルの事業だと、3,885千円ですね。これと工事請負費、浄化槽解体工事25,000千円、これも南国ビルの浄化槽の分ですね。これは引き抜き料の3,885千円加えますと、全部で28,885千円になりますね。契約書では更地にする。更地にしないと武雄市が任意に更地にして、その費用は相手方に請求しますという契約内容になっていますね。この契約内容からいきますと、引取手数料も、それから解体工事の25,000千円も相手側が延ばしてきたわけでしょう。もちろん、補償の中で当然引いてあると、建物移転補償契約の額からこの分だけ引いていますと。

勉強会のときでしたかね、勉強会じゃなくて決算委員会ときだったかな、25,000千円もかからないという話を聞いていたんですよ。実際、どの程度かかるのか。もちろん、見積もりかれこれとおられるんでしょうけれども、役務費の3,885千円も本来ならば8月31日までに移転したわけですから、その後利用していたとすれば、それは利用した側の責任で抜き取ってもらおうと。素人風に考えますと、使うた者がせじゃという感じがしますけれども、契約上からいきますとね。

いずれにしても、更地にした後、残り3割を払うんだと。しかし、実際には使わせてくれというのがあった、公共下水道に接続するまではね。接続して使わせてくれという依頼があったわけですから、それは使ったほうがその抜き取りをすべきじゃないかというふうに考えますけれども、この考え方というのか、どういう経過でこうなっているのか、説明をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、御質問のなぜ補償したかという御質問にお答えいたします。

本来ならば、これは権利者である南国ビルにその分を補償せにゃいかんわけですけど、移転の時期から公共下水道の供用開始までの時期が約半年ぐらいはおくれるということで、その分の間、汚水を自分で処理せにゃいかんということになりますと、戸別の処理槽をつくってもらわにゃいかんという形になるわけですが、それは無駄ということで、その分を差し引いて補償をいたしております。その分の補償が25,000千円かからないという形で補償をしているわけですが、今回ここで計上しております25,000千円というのは、浄化槽の解体分だけではなくて、浄化槽の解体とあわせて、その南国ビルの隣に川端ビルというのがあったわけですが、川端ビルのところのくい引き抜き工事費、これの分まであわせたところでこの浄化槽の解体工事を発注するという形での工事費を計上しておりますので、この25,000千円がすべて南国ビルの浄化槽の解体工事費ということではございません。

それと、汚泥の引き抜き料の約3,900千円ですけど、この汚泥の引き抜き料につきましても、南国ビルの補償費からは差し引いて南国ビルには補償をしておったわけですね。ですか

ら、これについても、その後、南国ビルが確かに今まで使用しています。使用していましたが、その分は約4カ月ぐらい移転されてから使用されていたわけですが、その分はもう新たに見るとということじゃなくて、南国ビルは公共下水道が供用開始されてすぐつなぐということでしたので、その分はうちのほうで一緒に引き抜きますということで、補償費の中から減額して補償しているということです。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

役務費の3,885千円から行きますけれども、そうしますと、建物移転補償費の中の369,000千円、この中には更地にするための浄化槽の撤去とそのコンクリートをはがすやつですね。これを差し引いて369,000千円の建物移転補償をしたというのは説明を聞きました。

この抜き取りの3,885千円も369,000千円の中には入っていないわけですね。本来ならば、建物移転補償費というのは浄化槽解体工事、抜き取り料28,885千円、これから川端ビルのくい抜き費用も引いた分、一体総額幾らなのかというのが見えてこないわけですよ。契約には369,000千円の契約しかないですよ。その中には、この分、この分、この分という仕様書は入っていないですね。この件、この件、この件は幾らというのは、我々議会には届いていませんね。じゃあ、どういう話し合いをされたのか。

もう一つは、4カ月ぐらいこっちがおくれたから、3,885千円というのは我々議会としては初めてですよ、この分はね。これもじゃあ、正式に来ている369,000千円の建物移転補償プラス浄化槽解体費用、そして抜き取り料、これを加えた分が建物移転補償費として総額幾らと決まっていますね。南国ビルとの契約の中でもう1枚契約書があるわけですか。総額幾らなのかと、南国に払った建物移転補償費というのは、諸経費も入れて。

決算委員会で430,000千円出ましたけれども、その中には営業補償、調査費、各出ていますよね。抜き取り料の3,885千円というのは出ていませんよ。私自身が見落したのかわかりませんが。本来なら、そういうこともきちんとした上で全体幾らの移転補償費だと、総額430,000千円ですからね。これはもう一回説明していただきたい。待っていただいたという、それはもう待っていたというのは向こうの言い分であって、これだけおくれたのは一体だれの責任かということをはっきりさせなければいけませんね。当初は平成18年3月31日まで更地にしますと。これがおくれて繰越明許した。またこれがおくれて事故繰り越して、最終的には平成19年度の8月31日と、2年おけていますよね。契約上、そうなっていますよ。総額幾らなのか、それを示していただきたいと思います。

もう一つ、さっき出ていましたけれども、浄化槽解体工事25,000千円、これは川端ビルも含めたというのをきちんと書いておかないと、一緒に見ますよ、南国ビル云々の中にね。それは説明の中で分けた方がいいんじゃないかと、これは余談ですけども、お願いします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

南国ビルの補償費の総額は、432,044,536円が建物補償費、営業補償費、それと事務費をあわせた金額でございます。南国ビルにかかった補償費でございます。

それからもう一つ、南国ビルが2年も待たせたというふうなことですけど、2年待たそうと半年待たそうと公共下水道の供用開始は12月ということで前から決まっておりましたので、それまでの間は今の南国ビルの浄化槽を利用するということでの補償交渉をしておりました。ですから、その分は差し引いて補償をするということでの補償交渉をしながら、契約に至ったというところでございます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

大きな質問じゃないんですけども、非常に単純かもわかりませんが、普通市営住宅とかなんとか引っ越す場合でも、掃除をしてから引っ越すわけでしょう。そうなると、掃除をしないで引っ越した場合は掃除の費用、さっきの役務費とか、抜き取り料とか、そういうふうな問題についても、何か非常に小さいことが気になるわけですよ。そういうふうな交渉も、じゃああとは市がやりますからというふうな形の契約だとすれば、ちょっといろいろといかがかなという気がしたもんですから、そこら辺については、大体延ばした期間、それはもう事情があって延ばしたならそれはそれとして許容するにしても、浄化槽を設置してある分をああいいう形の中で、高さの問題等もあって撤去を後にするという事になって、撤去をするときは、くみ取り料は掃除をする部分ですもんね、抜き取り料は。だから、掃除の部分はどうなっているか。そこらあたりがもうひとつ説明が私理解できなかったんですよ。それで、関連してお尋ねをしたいわけです。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

戸別のくみ取り便槽がある市営住宅を退去する場合は、くみ取りをちゃんとしてもらってからの退去という形になります。

ただ、今回の南国ビルの場合、南国ビルが確かにことしの8月に退去したわけですが、その段階で便槽の掃除を全部してもらってという形で退去してもらおう方法もあるわけですが、その後、公共下水道が供用開始するまで、どっちにしたってその浄化槽を使わにゃいかんわけです。そしたら、退去するときに全部抜き取った後にまた公共下水道が供用開始されるまで使うとすれば、またその浄化槽には種汚泥を入れたりせにゃいかんわけですね。これが

無駄になるわけです。ですから、その浄化槽の清掃費、抜き取り料、これはすべて補償費から差っ引いて、完全にその浄化槽を使わなくなったときに事業主体である市で清掃もくみ取りもするというのでの補償をしておいたわけです。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、答弁を聞いておりまして、実際何カ月間の中に、いわゆる公共下水道が供用開始になるまでの期間、一遍くみ取ったくみ取りだからいわゆる汚泥処理等をした後、抜き取りをした後、また改めてすればいろいろコストロスというんですか、かかる。そういう点はお互いにとっては不利益になるわけですから、それは構わんわけですよ。

問題は、そういうことを実際に何カ月も延びることを条件にして契約をしてあったとしても、じゃあ具体的に、小さいことをあえて私聞いているわけですよ。物の考え方ですから、これは。ですから、そのときに、抜き取りに要する費用が三百何十万円とおっしゃっていましたね。それについての明細とか、そういうものはわかるんですか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

南国ビルの浄化槽は1,000人槽が設置されておりました。その1,000人槽の場合、浄化槽汚泥を抜き取る場合は大体400立方メートル、400立米の汚泥が想定されます。それで、400立米の抜き取り料を3,800千円ということで計上しているわけです。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今の問題ですけれども、整理してみますと、結局は浄化槽の補償はしてないんでしょう。しかし、南国ビルが移転して結果的に汚水を処理せにゃいかんと。だから、普通なら浄化槽は補償せにゃいかんですよ。しかし、公共下水道が来るからということで補償してないんでしょう。そしたら、それが来るまで使ってくれと言ったんじゃないですか、浄化槽を。使わせてくれですか。使ってくれでしょう。補償しないからこれをいつか使うてくいとったんじゃないですか。

そういうことになりますと、当然供用開始まではですね、供用開始でこれにつないでよかけん、そいまでこっちゃんしてくれんかいと、そのほうが安いと考えたんでしょう。違うんですか。そしたら、当然引き抜き料かれこれについては市が払うべきですよ。だから、そこをちゃんと整理して言わな、箇所箇所言えば、いかにも何かあったように見えますけど、あっていたら追及せにゃいかんですけどね。ちゃんと聞きよって、そう聞こえますからね。

最初は、補償してあるのにダブるかなと思ってびっくりしたんですね。しかし、差し引いていると、浄化槽については差し引いたんだよと。じゃあ困ると、移転するときね。しかし、供用開始が目の前にあるから、それまではこっちを使ってくれと。困るから使わせてくれないんでしょ、使ってくれでしょ。使ってもらっていたと。じゃあ、今度供用開始になるから、つなぐから、その分についてはそのほうが安いと見られたというなら、ちゃんとそこをきれいに説明せにや、流れを。聞いていておかしいので、そういうことかどうか確認しますけど、ちゃんと整理して話すべきだと思いますけどね。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

私の説明が下手という形でちょっと皆さんには誤解を招いたかもわかりませんが、南国ビルの建物補償費の中で便槽部分については、通常は補償せにやいかんわけですけど、公共下水道の供用開始までもう間がないと。ですから、この間は今の南国ビルの便槽を使ってもらっていて、それで、今度の新しいところには便槽抜きを建ててもらって、その間はこっちの便槽を使ってもらって供用開始したら、この便槽については市のほうで解体、あるいは清掃、汚泥抜き取りすべてしますからということでの交渉をもって契約をしたということになるのでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ずうっと今まで聞いていまして、総額としては432,044,536円が契約だと。この予算書はこの前一般質問で言いましたけれども、480,000千円のまちなか広場ですよ。この中に430,000千円は移転補償だというのは総枠として出ていますよね。契約で出てくるのは369,000千円、建物移転補償費として。そうすると、もう1つこういった取り決めについてきちんとしないと、口頭でああだこうだと言ったら成り立たないでしょう、予算計上を伴うわけですからね。それはあるんでしょうね。総額432,000千円の建物移転補償だと。そのかわり建物移転補償をするには369,000千円。残り幾らですか。369,000千円だから約70,000千円の差異。その中に営業補償も入っておるでしょうね。いろんな事務手数料も入っておるでしょうし、そういったものをきちんと、これは幾ら、これは幾ら、これは幾らというのはちゃんとあるんでしょうね。その中に3,880千円、これは結果として3,880千円ですか、汚泥抜き取りが3,885千円という見積もりを出されたわけでしょう。

そういった使わせてくれ、これを使っとってくれと、まさに今黒岩議員が指摘するとおりですよ。ほかの人たちは、川端通りの人たちは、平成19年12月の供用開始、それまで自分たちでちゃんとやっていますよね。本来ならば、契約からいえば、平成17年度の3月31日ま

では移転補償しきやいかんやったわけですから、契約でいきますとね。もともと4カ月でそれができるはずはないというふうに言いましたけれども、それは前のことですけどね。

そうすると、当然彼ら向こう側の都合でおくれにおくれてきたということでしょう。だから、そういう点では432,000千円のそういった総額の契約書と、そしてその中身、汚泥引き抜きの責任の所在も含めて、そういうふうなものはきちんとされているでしょうね。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

先ほど申しました補償費の430,000千円、これにつきましては、南国ビルの建物補償のほかには店舗が17軒か、中にテナントさんが入っていたわけですが、そのテナントさんの営業補償費と、それから、各個店については内装を全部されますよね。その内装代の補償費というのがすべて入っての430,000千円です。ですから、これについては契約書をすべてあわせたらこの金額になるという形になります。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今聞いていて思うことですがけれども、430,000千円というのは旧武雄市ですか。それで、きれいな積算のもとに計算されたと思うんですよね。それで、議会の許可を受けられたと思うんですよ。それが何でここで問題になってきているのかなと、ちょっとそこが不思議ですね、ここで問題になるのがね。私は単純に思って、結局、便槽移転補償せんやったと、合併浄化槽ですか。1,000人規模で幾らぐらいですか。50,000千円ぐらいかかるとでしょう、聞くところによればね。その50,000千円を削って、供用開始するまでは利用された方がいいと。そのほうが安いと思われたんでしょう。だから、新しく建って使い始めてからの分でしょう。例えば、ずうっとおくれたらおくれただけ少ないですよ。だから、その使った分を今400ぐらいですか、払うということでしょう。補償しているわけでも何でなし、使った分の汚泥の引き抜きは幾らということなわけでしょう。それは前のも少し入っているかわからんと、それ当然ですよ。だから、その分は50,000千円の補償よりも安いということで判断されたということじゃないとですか。

それと、今言う430,000千円が何でここで問題になるのか、ちょっと我々新しく合併で入ったのでわかりませんので、ちゃんとそこはしたのかですね。後立って流れてきた積算で430,000千円になったのか。ちゃんと議会を通さんということはないですかね。そこをちゃんと説明をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

何しろ何回質問されても、南国ビルにかかる費用の中から便槽の分は引いて補償をしていた。その便槽に係る分は引いて、そのほうがうちの経費としても安いという形から、二度手間にならない、二重投資にならないという形での補償をした。その補償の総額が南国ビルに係るすべてで430,000千円だということでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

日程第7．第68号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第68号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）につきまして補足説明を申し上げます。

予算書の1ページでございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ357千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15,643,266千円といたしております。

今回の補正予算は、給与改定と、それから人事異動に伴う人件費の補正と競輪事業基金の利子の積立金でございます。

予算説明書の(3)ページの歳入につきましては、競輪事業基金の利子を計上しております。歳出では、予算説明書の(4)ページでございますが、基金積立金と職員の人件費の補正をお願いしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第68号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第8．第69号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。田栗市民病院事務長

田栗市民病院事務長〔登壇〕

第69号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）につきまして補足説明を

申し上げます。

まず、12ページの補正予算説明書から御説明を申し上げます。

1目の給与費は、職員の異動等に伴うもので30,234千円の減額を、2目の材料費は、これまでの実績から見込みまして14,000千円の増額を、3目の経費も、これまでの実績から見込みまして16,814千円の減額をお願いするものでございます。

それでは、次に1ページにお戻りください。

ただいま補足説明申し上げましたことによりまして、第2条の収益的支出で第1款・病院事業費用、第1項・医業費用を33,048千円減額し、第3条 議会の議決を経なければ流用できない経費や、第4条 たな卸資産の購入限度額をそれぞれ改めるものでございます。

なお、2ページは実施計画変更、3ページは資金計画変更、4ページから11ページにつきましては給与費明細書となっておりますが、省略させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第69号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9・第70号議案 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第70号議案 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）につきまして補足説明を申し上げます。

本補正予算は、既存の収益的収支の支出に4,631千円を追加し、補正後の収益的支出の総額を1,450,276千円とするものでございます。

補正の主なものは、予算書12ページの説明書で御説明しますと、配水及び給水費の委託料に計量法施行令第12条の規定に基づき、8年間使用した量水器を毎年取りかえておりますが、年度ごとでの取りかえ数の差が大きく、今後の貯蔵品管理を円滑に行うため、この取りかえを平準化することや、山内水道の量水器のタイプが違いますので、これを同様タイプとあわせるために取りかえ費用が不足をいたしましたので、3,510千円の補正をお願いしているほかは職員の異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上で補足説明を終わらせていただき、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第70号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10．第71号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

第71号議案 財産の取得について補足説明を申し上げます。

本議案は、国指定史跡おつぼ山神籠石公有化事業のために土地を購入するに当たりまして、取得する財産の予定価格が20,000千円以上の不動産、土地ですが、もしくは動産、立木の買入れで、かつ土地の面積が5,000平方メートル以上でありますために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の2ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

取得する土地は全部で26筆、6万3,799平方メートル、地権者は12名でございます。

また、取得価格については総額36,499,300円。そのうち、土地購入費が25,519,600円、立木購入費が10,979,700円をお願いいたしております。

また、議案の参考資料につきましては、1ページに土地の位置図を、それから2ページに購入図面を、それから3ページ以降に各地権者との仮契約書の写しを添付いたしております。

今回取得する土地の場所は、議案参考資料の1ページに太線で囲んでいるところでございます。

それから、各地権者との仮契約書には今議会での議決をいただいた後、本契約することとなることを双方合意する旨をうたっております。

それから、仮契約書につきましては、ほとんどが11月14日と15日になっておりますが、2名の方につきまして相続の関係がございましたので、土地、それから立木ともにそれぞれ11月27日と28日の仮契約となっております。

そういうことで、追加提案ということで今回お願いをいたしたところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第71号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第11．請願第2号「教育予算の拡充を求める意見書」に関する請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

「教育予算の拡充を求める意見書」に関する請願につきまして、その趣旨説明をいたします。

御案内のとおり、大変国、地方においても財政の厳しい折がら、教育施策というのは未来への先行投資とも言われておりますし、子供たちに豊かできめ細かい教育を保障することは行政の重要な責務とも言われます。

2005年、中央教育審議会、中教審でもこの義務教育費国庫負担制度につきまして種々議論がございましたが、昨年度からこの負担割合が2分の1から3分の1に実は縮小され、そして、地方交付税も減額される中で、ますます地方においても教育予算が限界に達しています。そういう意味では、今日までの義務教育費国庫負担法に基づく趣旨等を踏まえまして、ぜひ本来の趣旨にのっとり、本制度の堅持及び教育予算等の関連予算を確保していただきますよう、その趣旨の意見書の提出でございます。

どうかよろしく御審議賜りますよう御提案申し上げます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

義務教育費国庫負担法ですよね、これと三位一体の改革ですけれども、実は後の地方交付税のほうでも入っておりますけれども、三位一体改革のときにすべてこれ見直すとなっておったんですね。しかし、これだけ義務教育費国庫負担法ですから、そういうのをなくして全部ガラガラポンじゃないですけれども、小泉首相のときやったですかね、されたんですね。しかし、そのときで、三位一体改革のときで負担法というのがやっぱりなくなると、そうして示されたんですね。わかりますか。それをどう思われるかですね。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

先ほど申しました2005年当時に、中央教育審議会と小泉改革の中での三位一体で地方のほうにも税源を移譲するという状況の中で、教育につきましても一般財源化していこうという中央からの意見もありました。一方の地方からは、やはり義務教育につきましては、中央のほうでぜひ確保してもらいたいという双方の意見も実は知事会でも出ていました。

そういう中で、実は今回、先ほど申しました一般財源化するについても、地方の力関係で

は、ややもすれば財政においては、一般財源化されればそれが教育予算すべてに充実されるのではなく、ほかの費用にもかかわりはしないかという懸念も多く出されておりました。そういう中で、結果としては2分の1から3分の1に今回実は義務教育費の国庫負担金の率が引き下げられたという経緯がありますので、私としては基本的に2分の1に戻すべきじゃないかという意見は持っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

いや、全く的外れでございまして、質問するほうが悪かったかなと思いますけれども、三位一体改革でやっぱり地方は地方の独自でやれると、中央集権じゃなくてですね。教育も地方に合わせたものにしなきゃならないということだったんですよ。だから、負担金だけは負担法を守るといふことと、充実ということは大変難しかったんですね。しかし、1つの流れとして、ここで地方交付税の復元と書いてありますから、三位一体改革は間違いだったということか知りませんが、そのときに教育の自由、それをうたわれたんですね。だから、そのことに対してどうだったのかと、検証を聞いておりますので、三位一体改革ですね。それと教育の自由、そのことについてどうだったのかと聞いておりますので、お願いします。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

先ほども申しましたように、中央において三位一体改革で教育予算、義務教育費の国庫負担につきましても、できるだけ地方の裁量権を取り入れてほしいという地方の意見と、もう一方の意見では、もちろん知事会でもやっぱり地方の教育予算につきましても、この国庫負担制度は確保していただきたいという意見が実は審議の過程で出されたその経緯を踏まえて、結果として地方の独自の教育予算もつけていこうという部分で、実はその負担割合が今まで国庫負担が2分の1あったのを3分の1にし、その部分を一般会計のほうに回していくような制度になされたとは私は聞いております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

請願人にお伺いですが、私は聞いているとかなんとかじゃなくてですね。だから、地方の独自性は要らないということでもいいんですか。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

基本的に教育は中央、地方、もちろんございますので、地方の独自性は、当然それは一定確保しなければならないと思っています。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12．意見書第4号 地方交付税の復元に関する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番吉川議員

10番（吉川里己君）〔登壇〕

意第4号 地方交付税の復元に関する意見書につきまして趣旨説明を行います。

武雄市の地方交付税は、平成13年度75億円あったものが平成19年度、これは見込みでございますけれども、約65億円ということで10億円の削減がされてきております。この結果、ここ数年、残りわずかな基金を取り崩して何とか行政運営をしているというふうな異常事態が続いておりまして、歳出削減を余儀なくされており、公共サービスの見直しに迫られております。

この交付税が減り、この制度がねじ曲げられていくということは、住民に一番近いところの行政サービス、住民福祉が行き届かなくなるということでございます。いま一度、地方交付税法第1条の地方団体が自主性を損なわずに財源の均衡化を図り、行政の計画的な運営を保障し、独立性を強化するという本来の交付税の趣旨に立ち返ることを強く求めるものであります。

2項目めにつきましては、財務省の諮問機関でございます財政制度等審議会が11月19日に都市部と地方の自治体の財政力格差是正のため、地方法人二税を国が一たん吸い上げ、それを各都道府県ごとに人口や従業員数に応じて再配分するということが提言されました。しかし、この案でいきますと、地方にとっては問題がございます。

地方法人二税を再配分することで、確かに大都市以外の小さい地方の税収はふえるわけがありますけれども、その分が地方交付税として減額をされるわけでありまして。この地方交付税にかわって、景気によって大きく左右される法人二税に今後頼っていくことは不安定で危険な地方財政となるようであります。

私たち地方の立場といたしましては、安定した財政運営を図るために、地域間の偏在度が小さい消費税の税率5%のうち、現在1%、2兆5,000億円となっております地方に配分をされております地方消費税を、これを2%、約5兆円に拡大をし、そのかわりに景気に左右

される地方法人二税については国税に振りかえることを強く求めていくものであります。

3項目めにつきましては、地方に配分される地方消費税を廃止して年金財源に全額充当すべきという意見がございますが、この意見について断固反対をするものでございます。

以上、説明を終わります。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第13．意見書第5号 農業政策見直しに関する意見書を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。17番小池議員

17番（小池一哉君）〔登壇〕

意第5号 農業政策見直しに関する意見書の趣旨説明を行います。

19年度より戦後農政の大転換となる米政策改革推進対策、品目横断的経営安定対策並びに農地・水・環境保全向上対策が実施されました。しかし、いずれもこの政策は農業現場の実情からは全くかけ離れた政策であります。意欲と能力を有する農業者が、また、農業、農村が将来にわたり持続的に発展できるよう意見書を提出いたします。

議員各位の御賛同をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第14．意見書第6号 道路整備財源の確保に関する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。12番末藤議員

12番（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。意第6号 道路整備財源の確保に関する意見書について趣旨説明を申し上げます。

道路は、活力ある地域社会形成や経済活動の拡大を図るとともに、通勤・通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、真に豊かで安心して暮らせる地域社会の実現には、着実な道路整備が必要不可欠であります。

本地域は、古くから交通の要衝の地として、佐賀県西部の中心都市としての地位を築いてまいりました。これからも西九州の中核都市として広域的な機能を果たさなくてはなりません。また、安心・安全を確保するための交通安全対策など、地方が必要とする道路整備もこ

れからという状況でございます。このため、高規格道路の整備のみならず、県道から市町村道に至る道路網の整備を今後も着実に推進していくことが必要であります。

そこで、政府並びに関係者に対し、道路特定財源制度を堅持し、地方道路整備臨時交付金の継続・拡充を行うとともに、地域間格差の是正を図るため、地方の道路整備への配分割合を高めるなど、道路整備財源の充実に努めていただくよう強く要望しようというものでございます。

どうか趣旨に賛同くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

実は私、道路特定財源を見直し、暫定税率廃止を求める意見書ということで請願を出したんですけれども、きょう出したものですから間に合わないということだったんですね。それはしょうないにしても、私の趣旨とするものはいろいろありますけど、そのような背景はあるものの、今日、原油価格高騰によるガソリンなど石油価格は高騰し、住民生活そのものを破壊しかねない状況に陥っていますと。このようなことをやめるため、暫定税率をやっぴり見直せというような意見書なんですよ。請願者は近くの人ですけどね。私が紹介議員になって出したんですけれども、間に合わんと。これはしょうないかなと思いますけれども、それでちょっとお聞きしたいんですけれども、質疑は3回ということでございます。ちょっとボリュームは上がるかわかりませんがですね。

結局、きょうの佐賀新聞にも載っておりましたね。暫定税率問題なんですよ。それと、13日にも連続して1週間ですか、ずうっと高値があると。そして、今、1リットル155円50銭でしょう、平均してね。物すごい価格なんですよ。果たして、こういうときに何で税金を取るのかということがいっぱい今ありますね。

そういうことから、むしろ暫定を見直すべきだという声があるんですよ。堅持と書いて延長と書いてあります。来年3月でしょう。

〔12番「そうですね」〕

黙っていれば切れるんですよ。それをわざわざ延長を何で今せにゃいかんかということですね。160円ですよ。税金がほとんどでしょう。かなり高いですね。

それと、道路特定財源というのは物すごく複雑かとですね。一般の人には余りわかりにっかごとしてある。わかりにっかけん、だいでん気づかんばってん、中身ば見てびっくりすつですね。これに対して暫定見直しすべきじゃないかということで意見を求めたいと思いますね。

そしてまた、道路特定財源はちょっと複雑だということからもう少し突いていきたいですけど、結局自動車取得税、ガソリン税、これは二重課税ですよ。二重課税、違法行為です

よね。だから、これを推進するということは違法行為を認めるということになりますけれども、そのことに対してどう考えられるかですね。

それから自動車重量税、これは重量税こそ、重たいの軽いのありますから、まさに道路特定財源一致しとるかわからんですね、重量税というのは。しかし、御案内と思いますけど、国の取り分の2割はほかんとに使いよですね、重量税は。御存じでしょう。

それと、重量税は廃車すっぎん、あとくれんですね、先払うとって。これは税法上問題があると思うんですね。廃車して残り期間のあるとに返さんというのは、これは問題ですよ。これをまた後押しするということになりますからね、このことについて聞きたいと思います。

それから、御存じのとおり、先ほどちょっと触れられたかわかりませんが、これを目的外に使用されとるでしょう。道路特定財源と言いながら、腹いっぱい集めて自分たちのよかごと使いよつとこがあるでしょう、政府・自民党はですね。だから、その目的外利用をどがん思うかですよ、流用をですね。流用すつと余つとうぎ、やっぱり暫定税率は下げるべきですよ、当然ですけどね。

それと、じゃあ一体自動車に幾ら今税金がかかりよつかと。我々武雄市にその金が幾ら入りよるかという、この以上7点についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

12番末藤議員

12番（末藤正幸君）〔登壇〕

7点ということですが、ちょっと7点メモしい得んごたつたばってんが、まず、道路財源としては今申したとおり、まだ地方の格差がございますので、やはり道路整備のためには若干の出費高といいましょうか、暫定税率というのは守っていかにかいかなのではないかなというふうには思います。

ただ、今議員指摘のごとく、ガソリンが高騰しております。そういうことで非常に圧迫しておりますので、今度税率改正の折にも、またこの改革といいますか、暫定税率は見直すということも政府筋の回答では出ておりますので、それを期待したいと思っております。

それと、重量税につきましては、重量譲与税ですか……

〔29番「取得税」〕

議長（杉原豊喜君）

自動車取得税。

12番（末藤正幸君）（続）

ああ取得税、これは税率としては、本来なら取得額の3%が2%上乘せされて5%になっているわけですね。これが県と指定都市、それから市町村に来ておりますけれども、このお金としては自動車取得税交付金、これは市町村に来ているわけですが、大体武雄市で

も95,900千円、18年度で入っているような、そういう状況のお金でございまして、やはりこういうようなのも廃止になればこれが減ってくるということも考えられますので、必要なのではないのかなというふうに思います。

それから、自動車重量譲与税も今おっしゃいましたけれども、市町村にこれが入っていきます。収入額の3分の1が市町村ですかね。これが一応武雄市、今回18年度実績で204,589千円の武雄市への収入となっております。そういうことで、非常にこれも、そういう地方に入ってくるお金として重要なものではないのかなというふうに思っております。

確かに今ちょこっと言われました取得税とか、そういうところにまた消費税が上乘せされてかかっているということで、二重課税というのは確かにあると思います。今議員おっしゃったとおり、朝の新聞にも載っておりますけれども、トータルの63円24銭が税金としてガソリンに今転嫁されておるわけでございます。その中には消費税が7.4円、石油石炭税が2.04円、地方道路税が5.2円、揮発油税が48.6円というふうに、そのトータルが63円24銭ですかね、これが転嫁されている状況でございますので、非常にガソリンとしての圧迫感を示しているところでございます。その辺でよろしいでしょうか。

〔29番「目的税」〕

目的税に対しては、確かに10年間延長されました。それ以前は、これを本四架橋とかの返済にされておりましたけれども、これが終わったというようなことで、これをどうするかというようなこと、余ってくるのではないかとということで一般財源化を云々言われておりましたけれども、一応今回の、これは新聞で読みますが、10年延長というようなことで、その中には一般会計に若干上乘せをされた。一般財源化、本年度で1,800億円を超える額を確保するというふうなことも書いてあります。それに対しては、延長したことに対しては、高速道路の料金をちょうど高いので安くするためにも費用を使われるということもございます。そういうことで、一般財源もそれなりには必要ですけれども、これは一般財源化するんであれば目的税ですので、やはり消費者に還元するべきではないかなと言われるゆえんではないかなということとはわかります。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は一言も一般財源化せろとは言っていないですよ。安うなせと言いよっですよ。やっぱりちゃんと聞いていただきたいと思えますけどね、先ほど暫定税率は見直しということで期待しとっと言われたですね。じゃあ、延長反対ですね。わかりました。

それから、幾ら取られて幾ら払いよっかですよ。武雄市で幾ら取られて、じゃあ幾ら返ってきよっかということですよ、私聞いているのは。だから、返ってくるところだけ言われたらやっぱりわからん。何でも会計年度と一緒にね、単年度で比べると一緒ですけども、

今皮肉ですけどね。結局は、入りと出をちゃんと見らんぎ、どがんなるかわからんというんですね。

それと、消費税と二重課税、税金取られとるのに5%抜かれるわけでしょう。それは問題ですよ。だから、二重課税というのは違法ですよ。だから、暫定で仕方ないかということですよけれども、48年からずっと暫定の続きっ放しでしょう。48年といたらどういときだったかということ、高度経済成長時代ですよ。だから、そのときはやむを得なかったかわからんけど、今のこの時代にやっと軌道に乗ろうとしよるとき、税金をこれだけ上げたら失速しますよね。失速して出控えになって、かえって不景気になりますよ。そういうのを認めていいのかと。だから、税率見直しを期待するとなれば、今の言葉は大変なことですよ、提出者がね。

それと、本四架橋で終わったということですよけれども、調べてみたんですよ。びっくりすつですね。地下鉄、車通らんですよ。モノレールでしょう、路面電車のインフラでしょう、連続立体交差の事業、これは何かなと思ったら、あかすの踏切のこがんとの解消に使われとるね。それから、幹線道路の光ファイバーでしょう、まちづくり総合支援でしょう、ディーゼル、粒子状物質ですか、みんな今、もう一般財源じゃなか、一般財源化といってだーっとて持っていきよつですよ。

だから、そうじゃなくて私が言うのは、私は請願を出しておる立場ですからね、そこは意見を言わにゃいかんですけど、質疑ですけどね、意見言わにゃいかんのは、一切やめると、1回。道路特定財源も単純化することで見直して、まず、少なくとも暫定税率はやめるといことですよ。しかし、提案者の言われるときには暫定税率見直すといことと期待しているといこととであったので、私のと合致するんですよ、請願の、それでいいんですか、お答えください。

議長（杉原豊喜君）

12番末藤議員

12番（末藤正幸君）〔登壇〕

確かに、割高感は否めないところでございますけれども、道路財源としては必要だし、ある程度、何ですか……

〔29番「暫定税率だけでよか」〕

確かに若干期待はしております。でも、まず必要なところですので、辛抱せにゃいかんなと思っております。よろしく願います。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15．報告第13号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

報告第13号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書40ページでございます。これにつきましては、職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により平成19年10月29日付で専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

事故の概要ですが、平成19年10月1日午前11時30分ごろ、北方支所駐車場内を職員が公用車で走行中、北方町大字芦原3421番地の高場巽さん運転の軽トラックと接触し、同車両前方に損害を与えたもので、損害賠償の額につきましては27,802円です。駐車スペースから走行スペースへ相手車両が急に発進されたこともその原因かと思われそうですが、基本的な注意を怠り、職員が事故を発生させたことに対しまして深くおわびを申し上げます。

なお、関係職員につきましては厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところでございます。

以上、概要報告とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

報告第13号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は法令に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時30分